

漏れの点検方法の追加及び点検期間の要件等の一部変更について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 22 年総務省令第 71 号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成 22 年総務省告示第 246 号)が、平成 22 年 6 月 28 日に公布され、平成 23 年 2 月 1 日より施行されることとなりました。

改正の概要

地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検について、次に掲げる事項が改正となりました。

なお、改正法令は、平成 23 年 2 月 1 日より適用されます。

1 強化プラスチック製二重殻(FF 二重殻)タンクの漏れの点検方法の追加等に関する事項

ガス加圧法の点検方法の見直し

点検に係る判定時間が従前より延長されました。

ガス減圧法の追加

平成 20 年より消防庁運用通知により実施されていますが、法令で規定されました。

2 地下貯蔵タンクの漏れの点検期間に関する事項

改正の概要

鋼製一重殻の直接埋設のタンクについて、内面に腐食を防止するためのコーティングを施した場合は、タンク室に設置したタンクと同等とみなされ、維持管理の条件により、点検期間を 3 年に延長できる場合、又は漏れの点検をしなくてもよいタンクとされる場合があります。

新たに「点検期間を 3 年に延長できる」条件

鋼製一重殻タンクに内面の腐食を防止するためのコーティングを施した場合
かつ
危険物の貯蔵又は取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行い、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

新たに「漏れの点検をしなくてもよい」とされる条件

鋼製一重殻タンクに内面の腐食を防止するためのコーティングを施した場合
かつ
直径 0.3mm 以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

3 地下埋設配管の漏れの点検期間に関する事項

地下埋設配管の「点検を行なわなくてもよい」場合の条件として、次の事項が追加されました。

直径 0.3mm 以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。
かつ
当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件下では「腐食するおそれがないもの」である場合

4 休止中の地下貯蔵タンクの漏れの点検等に関する事項

地下貯蔵タンク、二重殻タンク及び地下埋設配管の漏れの点検及び点検記録保存義務について、危険物の貯蔵取扱いが休止され、所有者等の申請に基づき市町村長が保安上支障ないと認めた場合、当該タンク等に係る漏れの点検期間及び点検記録保存義務を市町村長が定める期間延長できることとなります。